

医業トピックスQA

今月の院長先生からの質問



Q 院内掲示物についてお尋ねします。このたび保健所の立入検査がありますが、院内の待合室にはいろいろなものが掲示してあります。何か注意する点はありますか？

A 院内の掲示物に関しては、医療法第 14 条の 2 の院内掲示義務に掲げられている事項と、広告に関する規定の範囲内で掲示が認められています。院内掲示と義務となっているものは、①管理者の氏名、②診療に従事する全ての医師・歯科医師の氏名、③診療に従事する全ての医師・歯科医師の診療日及び診療時間」となっています。

留意事項として、「診療所の入口、受付又は待合室の付近の見やすい場所に掲示すること」、「建物の内部にいる者から見えるよう、建物の内側に掲示すること」、「患者に知らせるべき必要最小限の事項について（病院等の）内部に掲示すること」などがあげられています。

また医療法以外の規則として、①入院基本料に関する事項、②DPC 適用医療機関である旨、③届出事項、④明細書の発行状況、⑤保険外併用療養費に係る事項、⑥保険外負担、⑦入院時食事療養・入院時生活療養に係る届出事項（特別メニュー他）、その他、生活保護、自立支援医療、労災等の指定医療機関である旨などが義務付けられています。

また、逆に医療法第 6 条の 5 により最大限の広告事項が定められています。ここに記載されている以上の誇大広告は認められていませんので注意が必要です。

今月の時事ニュース

『後期高齢者医療制度廃止後の新体制案を了承』

民主党の厚生労働部門会議は、5 月 31 日に開かれた午前会議で、後期高齢者医療制度の廃止を含む高齢者医療制度の見直し案を了承した。見直し案は、厚労省の「高齢者医療制度改革会議」による最終取りまとめをベースにしたものとなっている。党政調で了承を得れば、正式な民主党案として政府に提出される見通しとなっている。

部門会議の見直し案によると、後期高齢者医療制度廃止後の新制度では、健康保険を筆頭とした被用者保険の高齢被保険者や被扶養者は健康保険等の各種被用者保険に、それ以外の自営業者や退職者等は、国民健康保険に加入することとした。

70-74 歳の患者の医療費の窓口割合については、改革会議の最終取りまとめでは、新制度の施行後、70 歳に達する方から順次 2 割に戻すことになっていたが、部門会議の見直し案では、政府が 2 月に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」に従って平成 25 年以降の予算編成過程で 1 割にするための予算措置を継続させるか否かを検討することとした。70-74 歳の患者の窓口負担割合は、現在 2 割（現役並み所得者は 3 割）と定められているが、現状は、毎年度の予算措置で 1 割負担のまま凍結されている。一大改革大綱では、法案を国会に提出する前に地方自治体等の関係者から具体的な新制度の内容に理解を得ることとされている。